



**会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する
中間試案に対する意見
（パブリック・コメント）**

2018年4月11日

公益社団法人 経済同友会

目 次

I. はじめに	1
II. 意見表明における基本的な考え方	1
III. 各論点に対する意見	
1. 取締役等に関する規律の見直し	
(1) 社外取締役の活用等	
① 「社外取締役を置くことの義務付け」について	2
② 「監査役設置会社の取締役会による重要な業務執行の決定の委任」について	3
(2) 取締役等への適切なインセンティブの付与	
① 会社役員の報酬等に関する事項の「情報開示の充実」について	4
② 「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定の再一任」について	5
③ 「会社補償」および「役員等賠償責任保険契約」について	6
2. 株主総会に関する規律の見直し	
(1) 株主総会資料の電子提供制度	
① 「定款の定め」について	7
② 「書面交付請求」について	7
③ 「電子提供措置」、「株主総会の招集の通知」の発送期限について	8
(2) 「株主提案権」について	9
3. その他	
(1) 「株式交付」について	10
(2) 「株式会社の代表者の住所が記載された登記事項証明書」について	11
IV. おわりに	11

会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する 中間試案に対する意見（パブリック・コメント）

「成熟した企業統治」を実現するための会社法改正を

公益社団法人 経済同友会

I. はじめに

今般、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会（以下、「法制審」という。）から、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」（以下「中間試案」という。）が公表されたため、本会は、企業経営者の立場から、中間試案に対する意見を述べる。

II. 意見表明における基本的な考え方

コーポレートガバナンス改革では、企業経営者自身がその自律原理で進めるマインドを持つことが実質的な改革を推進する最大の原動力となる。したがって、自律原理を制度的改革にビルトインできるソフトロー、すなわちコーポレートガバナンス・コードや各種ガイドラインによる後押しによって、企業経営者自身の改革マインドをエンカレッジする手法が有効である。実際、この数年間の改革の顕著な進展は、こうしたアプローチに負うところが大きい。

これに対し、会社法というハードローによって強行法規的な箍（たが）をはめることは、各社の状況に合わせて実質的な改革を加速する上で副作用も大きく、また、企業経営者の自律的な改革マインドの醸成にも効果は薄く、基本的に慎重であるべきある。近年、企業の持続性や社会性（ESG、SDGs）と調和する形でコーポレートガバナンス改革が急速に進展してきた欧州諸国でも、ソフトローによる後押しが行われてきた。本会としては、コーポレートガバナンス改革の制度的推進には、現在進められているコーポレートガバナンス・コードの改訂や各種ガイドラインの整備を主とすべきであり¹、会社法に関しては、株主総会における「建設的対話」機能の強化を目的とした改正部分を除くと、現時点で形式面の整備に関して大きな改正を行うことは適切でないと考える。

以上の観点から、本会では、企業経営者として、コーポレートガバナンスの

¹ 経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システム（CGS）研究会」ではコーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGS ガイドライン、2017年3月策定）のフォローアップが行われている。また、2018年3月、金融庁「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」はコーポレートガバナンス・コード改訂案と「投資家と企業の対話ガイドライン」（案）を公表した。

在り方を大局的に捉えた上で、中間試案に記載された論点のうち、特に重要度が高いと考えるものについて、順に以下に意見を述べる。

なお、意見表明にあたっては、主に上場会社、大会社を念頭に置いている。

Ⅲ. 各論点に対する意見

1. 取締役等に関する規律の見直し

(1) 社外取締役の活用等

① 「社外取締役を置くことの義務付け」について（第2部第2、3）

(意見)

【B案】「現行法の規律を見直さないものとする。」に賛成する。

(理由)

コーポレートガバナンス改革の実現のためには、「監督と執行の分離」を徹底させ、機動的な業務執行を実現するとともに、取締役会におけるモニタリング機能（監督機能）を十分に発揮させ、特に社外取締役については、独立性を確保した上で、豊富な経験と専門的知見を活かしたモニタリングを行うという本質的役割を果たすことを求めていく必要がある。こうした役割を十分に発揮させるためには複数の独立した社外取締役を置くべきである。コーポレートガバナンス・コードにも「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである。」と定められている（原則4-8）。その観点からすれば、会社法改正が目指している方向性に異論はない。

しかし、持続的な企業価値の向上に資する「成熟した企業統治」の実現のためには、企業経営者が社外取締役の本質的役割を主体的に認識し、社外取締役に対する十分な情報提供、取締役会で発言しやすい環境の整備などを行い、取締役会におけるモニタリング機能（監督機能）を実効性あるものにしていくという企業経営者の意識改革こそが最も重要である。会社法によって企業経営者がその設置を強制されるという受動的な問題ではない。また、コーポレートガバナンス・コードの適用開始によって、社外取締役・独立社外取締役を選任する上場会社も増加し、ソフトローによるアプローチが功を奏していると言える²。

その意味で、会社法改正によって社外取締役を置くことを義務付けるべき

² 「東証上場会社における社外取締役の選任状況及び社外取締役を置くことが相当でない理由の開示状況について」（2017年9月6日 東京証券取引所）によれば、2017年における社外取締役・独立社外取締役の選任状況（1名以上）につき、全上場会社では、それぞれ96.9%、91.8%、大会社に限ると、それぞれ98.2%、93.8%である。

ではなく、社外取締役を置かない場合には、取締役が株主総会において「社外取締役を置くことが相当でない理由」を説明しなければならないという現行法の規律（会社法第 327 条の 2³）を見直す必要はない。

②「監査役設置会社の取締役会による重要な業務執行の決定の委任」について（第 2 部第 2 、 2）

（意見）

【B案】「現行法の規律を見直さないものとする。」に賛成する。

（理由）

【A案】は、一定の要件を充たした監査役設置会社の取締役会による重要な業務執行の決定の取締役への委任を認めることによって、監査役設置会社による「監督と執行の分離」を進め、機動的な業務執行の決定等を可能にするための提案であると思われる。

しかし、「監督と執行の分離」を進めたいと考えるのであれば、現行法で認められている「監督と執行の分離」を徹底した指名委員会等設置会社という機関設計に移行することや、会社法第 362 条第 4 項⁴に規定される取締役会の法定決議事項（同項第 1 号「重要な財産の処分及び譲受け」や同項柱書「その他の重要な業務執行の決定」等）を適切に解釈して「監督と執行の分離」を実現することが可能である。

また、平成 26 年改正では監査等委員会設置会社という選択肢が追加され、会社の機関設計に関して、それぞれ特徴のある指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社、監査役会設置会社という選択肢が提供された。

現状としては、このような選択肢で十分であり、特徴ある選択肢の性格を曖昧にする【A案】のような規律を設ける必要はない。

³ 会社法第 327 条の 2 事業年度の末日において監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが社外取締役を置いていない場合には、取締役は、当該事業年度に関する定時株主総会において、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければならない。

⁴ 会社法第 362 条第 4 項 取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。①重要な財産の処分及び譲受け②多額の借財③支配人その他の重要な使用人の選任及び解任④支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止⑤第 676 条第 1 号に掲げる事項その他の社債を引き受ける者の募集に関する重要な事項として法務省令で定める事項⑥取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備⑦第 426 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく第 423 条第 1 項の責任の免除

(2) 取締役等への適切なインセンティブの付与

① 会社役員の報酬等に関する事項の「情報開示の充実」について（第2部第1、1（5））

（意見）

中間試案第2部第1、1（5）①から⑥までに記載された会社役員の報酬等に関する事項について、「情報開示の充実」を図ることは重要であると考えるが、「公開会社における事業報告による情報開示に関する規定」によって、会社法上の情報開示の義務付けを行うことには反対である。

（理由）

コーポレートガバナンス改革を推進していく上で、取締役が、株主（投資家）に対して、株主総会や日常的なIR活動において、会社の経営状況や業績、中長期的な経営戦略・方針、課題やリスク等に関する説明責任を果たしていくことは極めて重要である。

しかし、一般的に、法令に従った情報開示は適法であるとはいえ、その内容や記載の仕方が専門的・技術的なものとなるため、一般の株主（投資家）にとって理解が難しいものとなっている。

特に、中間試案で掲げられた事項のうち、④業績連動報酬等に関する事項、⑤職務執行の対価として株式会社が交付した株式又は新株予約権等に関する事項は、極めて専門的な内容であり、その記載の仕方も技術的になりうる。会社法において、こうした会社役員の報酬等に関する事項につき情報開示の規律を設け、法令に従った詳細な開示を求めるならば、一般の株主（投資家）にとって真の「情報開示の充実」は果たされない。

むしろ、会社役員の報酬等に関する情報開示においては、企業経営者が創意工夫しながら、取締役の報酬額等の内容の決定におけるプロセス、報酬水準の考え方、算定方式、固定報酬と変動報酬の考え方と割合等を明確にし、株主（投資家）に対して十分に説明責任を果たすことが重要である。

なお、コーポレートガバナンス・コードも「取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」に関する情報開示の充実について定めている（原則3-1（iii））。

このように、「情報開示の充実」は、企業経営者が各社の事情に応じて、創意工夫をしながら、株主（投資家）にとってわかりやすい開示を目指すとともに、株主（投資家）に対する説明責任を果たそうと努力していく中でこそ図られるものである。その意味で「情報開示の充実」は会社法によって強制されるべき性質のものではない。

②「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定の再一任」について（第2部第1、1（3）および（5））

（意見）

- ・ 【B案】「現行法の規律を見直さないものとする。」に賛成する。
- ・ 情報開示について、「報酬等の額を個人別に事業報告により開示しなければならないものとするかどうかについて」（（5）の注）は反対する。

（理由）

特に監査役会設置会社においては、現状として、取締役の多くは業務執行取締役であり、その報酬の大部分は業務執行者（オフィサー）に対する報酬と考えられる。こうした取締役の報酬等の額の決定は株主総会の決議が必要となるが⁵、株主総会の決議によって取締役の報酬総額の最高限度を定める以上、お手盛りの危険は少なく、代表取締役への再一任についてまで株主総会の決議を経る必要はない。

なお、取締役の個人別の報酬額を決定するにあたり、コーポレートガバナンス・コード補充原則4-10①では、「例えば、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置することなどにより、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきである。」としている⁶。また、こうした任意の報酬に関する諮問委員会を設置している企業も存在している。

このようにソフトローによるアプローチも可能であることから、会社法による規律として、【A案】のように、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定を取締役に再一任するために株主総会の決議を要することには反対である。

また、個人別の報酬額等の内容は取締役個人のプライバシーに関わる事項である以上、その開示は極めて慎重に行うべきである。

そもそも、株主（投資家）に開示されるべき重要情報は、個人別の報酬額そのものの絶対額ではなく、経営コストとしての報酬総額である。

また、重要なことは【A案】のような規律を設けることよりも、上記「①会社役員等の報酬等に関する『情報開示の充実』について」で述べたように、

⁵ 会社法第361条第1項 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下この章において「報酬等」という。）についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。①報酬等のうち額が確定しているものについては、その額②報酬等のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法③報酬等のうち金銭でないものについては、その具体的な内容

⁶ 経済同友会「コーポレートガバナンス・コードに関する意見書」（2014年10月20日）参照。

株主(投資家)に対して、取締役の報酬額等の内容の決定におけるプロセス、報酬水準の考え方等について、企業経営者が十分に説明責任を果たすことである。

③「会社補償」および「役員等賠償責任保険契約」について（第2部第1、2および3）

(意見)

- ・ 会社補償に関する規定を設けることに反対する。
- ・ また、情報開示に関し、「その相手方及び額」を「事業報告の内容に含めるものとするかどうかについて」（⑤の注）は反対である。
- ・ いわゆる会社役員賠償責任保険（D&O 保険）に関する規定として、役員等賠償責任保険契約に関する規定を設けることに反対する。
- ・ また、情報開示に関し、「当該契約における保険金額、保険料又は当該契約に基づいて行われた保険給付の金額を事業報告の内容に含めるものとするかどうかについて」（⑤の注）は反対である。

(理由)

会社補償および D&O 保険は、業務執行を担う取締役が過度にリスクを回避することなく高度に専門的な判断を迅速に行うために、また、取締役会におけるモニタリング機能を発揮させるための社外取締役候補となり得る優秀な人材を確保するために欠かせないインフラであり、「成熟した企業統治」の実現を目指す会社としては当然に用意すべきものである。その意味で、取締役会において、会社補償や D&O 保険の内容を審議決議することに異論はない。

中間試案において、こうした規律は、いわゆる「お手盛り防止」や利益相反取引に関する規制という観点から検討されている。しかし、前述のように、会社補償や D&O 保険を「成熟した企業統治」を実現する手段と考えるならば、経営と監督のプロフェッショナルである取締役により構成される取締役会において主体的に審議決議すべきである。また、こうした優秀な人材を確保するためのインフラとしての会社補償や D&O 保険は、各社の事情を考慮して整備されるものであるから、そもそも会社法による画一的な規律には馴染まないはずである。

なお、情報開示について、会社補償は、会社と取締役との間の委任関係（会社法第 330 条⁷⁾）を前提とした費用や損失負担に関する問題であり（民法第 650 条⁸⁾）、いわゆる「お手盛り防止」とは異なる。その意味では、会社補償

⁷ 会社法第 330 条 株式会社と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

⁸ 民法第 650 条第 1 項 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる費用を支出

の相手方や額といった詳細な情報を開示する必要はない。

また、D&O 保険は、各社では機密事項となっている経営戦略や事業リスク等を考慮して設計される保険契約であるため、当該保険契約の内容を開示することによって自社の機密事項が第三者に知られてしまうと考えると、D&O 保険の利用を躊躇する可能性がある。

したがって、中間試案が提案するような、会社補償や D&O 保険に関する情報開示に関する規律には反対である。

もっとも、株主（投資家）から質問があった場合には、企業経営者として可能な限り、会社補償や D&O 保険の付保の考え方や概要等を説明すべきである。

2. 株主総会に関する規律の見直し

(1) 株主総会資料の電子提供制度

① 「定款の定め」について（第 1 部第 1、1）

（意見）

振替株式を発行している株式会社（いわゆる上場会社）に対して、株主総会資料の電子提供制度の利用を義務付けることに反対する。

（理由）

インターネットを通じたコミュニケーションの急速な普及などデジタル化が進む現在、株主総会における「建設的対話」機能の強化の観点からすれば、株主総会資料の電子提供も当然に促進されるべきである。こうした観点からすれば、会社法改正が目指している方向性に異論はない。

しかし、こうした電子提供の促進には、デジタルインフラの活用や株主構成等、各社の事情を十分に考慮すべきであり、会社法によって一律に強制されるべきものではない。

また、株主総会資料の電子提供を実施しない上場会社は、株主の利便性の観点から、最終的には市場で評価されるべきである。

② 「書面交付請求」について（第 1 部第 1、4（2））

（意見）

会社が株主総会資料を電子提供する場合にも、株主は当該株式会社に対し、

したときは、委任者に対し、その費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる。第 2 項 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる債務を負担したときは、委任者に対し、自己に代わってその弁済をすることを請求することができる。この場合において、その債務が弁済期にないときは、委任者に対し、相当の担保を供させることができる。第 3 項 受任者は、委任事務を処理するため自己に過失なく損害を受けたときは、委任者に対し、その賠償を請求することができる。

電子提供措置事項を記載した書面の交付を請求することができるものとする
こと、書面交付請求できるのは、会社法第 124 条第 1 項⁹に規定する基準
日までに書面交付請求をした株主に限るとすることに賛成する。

また、「株主が書面交付請求をすることができない旨を定款で定めること
ができるものとするかどうかについて」(①(注2))は積極的に検討すべき
である。

(理由)

前述のとおり、インターネットを通じたコミュニケーションの急速な普及
などデジタル化が進む現在、大多数の上場会社は株主総会資料をウェブ上に
公開している。こうした現状を考慮すれば、①(注2)に記載があるように、
株主が書面交付請求をすることができない旨を定款で定めることができる
とすることを積極的に検討すべきである。

一方、デジタルインフラの活用の程度や株主構成等に鑑みて、株主による
書面交付請求を認めることが適当な会社も一定数存在すると思われる。

したがって、会社が株主総会資料を電子提供する場合にも、株主が書面交
付請求することができるものとすることに賛成である。

また、将来的には、ウェブ上でのバーチャルな株主総会が主流となる可能
性があることを考えれば、今後、株主による書面交付請求は漸次減少してい
くはずである。そのような過渡期にある現在、実務上の負担を考慮して、画
一的な事務処理を可能にすべきである。

③「電子提供措置」、「株主総会の招集の通知」の発送期限について（第1部 第1、2および3（1）

(意見)

- ・ 2 電子提供措置 ②（電子提供措置開始日）について

【B案】「株主総会の日⁹の3週間前の日又は株主総会の招集の通知を發した
日のいずれか早い日」に賛成する。

- ・ 3 株主総会の招集の通知（1）発送期限について

【C案】「株主総会の日⁹の2週間前まで」に賛成する。

(理由)

今般の中間試案では、株主（投資家）による議案検討期間の確保のため、
株主総会資料の電子提供措置開始日や招集通知の発送期限に関する提案が

⁹ 会社法第 124 条第 1 項 株式会社は、一定の日（以下この章において「基準日」という。）
を定めて、基準日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主（以下この条に
おいて「基準日株主」という。）をその権利を行使することができる者と定めることができ
る。

行われている。株主総会における株主（投資家）との対話を促進させるために、こうした株主（投資家）による議案検討期間の確保が重要であることに異論はないが¹⁰、実務上の負担を考慮した現実的な対応を行うべきである。その意味で、株主総会準備の実務や現状を考えると、電子提供措置開始日、および株主総会の招集の通知の発送期限については、上記意見のように設けることが適当である。

なお、わが国では株主総会が6月に集中しているところ、株主総会開催日の分散化に向けて、開催日の前倒しに努めている企業も増加している。開催を早めた企業では、今般の中間試案が会社法改正として実現すれば、招集通知発送時期のさらなる早期化に対応するため、実務的な負担を強いられる可能性がある。

(2) 「株主提案権」について（第1部第2）

（意見）

- ・ 提案することができる議案の数について、【A1案】「取締役会設置会社においては、会社法第305条第1項¹¹の議案の数は、5を超えることができないものとする。この場合において、役員（取締役、会計参与及び監査役をいう。）及び会計監査人（以下1において「役員等」という。）の選任に関する議案については、選任される役員等の人数にかかわらず一の議案と数えるものとし、役員等の解任に関する議案についても、同様とするものとする。」に賛成する。
- ・ 内容による提案の制限に賛成する。

（理由）

近年、株主提案権の濫用的な行使により、株主総会の場における他の株主との対話を阻害しかねない事例が生じていることから、株主総会における「建設的対話」機能の強化の観点から、提案することができる議案の数や内容について制限することに賛成する。特に、議案の数の制限については、株

¹⁰ 経済同友会「企業と投資家の対話促進に関する意見」（2015年12月16日）

¹¹ 会社法第305条第1項 株主は、取締役に対し、株主総会の日の8週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までに、株主総会の目的である事項につき当該株主が提出しようとする議案の要領を株主に通知すること（第299条第2項又は第3項の通知をする場合にあつては、その通知に記載し、又は記録すること）を請求することができる。ただし、取締役会設置会社においては、総株主の議決権の100分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権又は300個（これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その個数）以上の議決権を6箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き有する株主に限り、当該請求をすることができる。

主総会が限定された事項に関する決議機関（会社法第 295 条第 2 項¹²）であることに鑑み、【A 1 案】に賛成する。なお、企業経営者も、株主総会における建設的対話の促進のために、会社法による議案の数による制限だけではなく、一括討議など株主総会の円滑な運営に関する工夫を行うことに努めるべきである。

3. その他

(1) 「株式交付」について（第 3 部第 2）

（意見）

- ・ 「株式会社が他の株式会社をその子会社としようとする場合には、会社法第 199 条第 1 項¹³の募集によらずに、当該株式会社の株式を当該他の株式会社の株主に交付することができるものとするため」株式交付の制度を導入することに賛成する。
- ・ ただ、「株式会社が他の株式会社をその子会社としようとする場合」に限定せず、すでに子会社となっている株式会社の株式をさらに取得する場合にも活用できるようにすべきである。

（理由）

企業の持続的成長の実現のために、社会、経済や環境等の変化に応じて、自社の事業再編を円滑に行うための制度整備は重要であり、その選択肢は多様であることが望ましい。その意味で、新たに株式交付制度を導入することに賛成である。

ただ、実際には、事業再編の場面において、こうした株式交付の手法をすでに子会社となっている株式会社の株式をさらに取得する場合に用いようとするニーズが高い。

したがって、株式交付を事業再編の手法としてより意義あるものとするためには、こうしたニーズに応じた活用もできるようにすべきである。

¹² 会社法第 295 条第 2 項 前項の規定にかかわらず、取締役会設置会社においては、株主総会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

¹³ 会社法第 199 条第 1 項 株式会社は、その発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集株式（当該募集に応じてこれらの株式の引受けの申込みをした者に対して割り当てる株式をいう。以下この節において同じ。）について次に掲げる事項を定めなければならない。①募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び数。以下この節において同じ。）②募集株式の払込金額（募集株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下この節において同じ。）又はその算定方法③金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額④募集株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日又はその期間⑤株式を発行するときは、増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(2)「株式会社の代表者の住所が記載された登記事項証明書」について（第3部第3、5）

(意見)

- ・ 株式会社の代表者の住所が記載された登記事項証明書の交付請求者を「当該住所の確認について利害関係を有する者」に限定することに賛成する。
- ・ 交付請求が可能な「当該住所の確認について利害関係を有する者」の範囲については、株式会社の代表者の住所が記載された登記事項証明書を必要とする者に限定するためのルールを策定すべきである。

(理由)

株式会社の代表者の住所が記載された登記事項証明書が本来想定された目的以外の目的で使用され、その結果、代表者個人のプライバシーが侵害されている事例も生じているため、代表者の住所が登記事項として必要であるとの前提で、登記事項証明書の交付請求者を利害関係人に限定する提案は現実的かつ妥当な対応と考える。

なお、その交付請求が可能な「当該住所の確認について利害関係を有する者」の範囲については、株式会社の代表者の住所が記載された登記事項証明書を必要とする者に限定するためのルールを策定すべきである。

IV. おわりに

本意見では、中間試案に記載された論点のうち、特に企業経営者として、コーポレートガバナンス改革の観点から重要度が高いと考えたものについて意見を述べている。本意見で触れなかった論点については、本会以外の関係者からの意見を十分に聴いた上で、法制審にて議論されることを期待する。

冒頭に述べたとおり、最も重要なことは、コーポレートガバナンス改革を自ら推進する改革マインド、覚悟と行動である。今後予定されているコーポレートガバナンス・コードの改訂にも迅速に対応し、実質的な改革を不断に行っていかなければならない。また、経営戦略、経営課題への方策、役員報酬制度、リスクマネジメント等を包括したガバナンス体制について、自らの生きた言葉で、株主（投資家）にわかりやすく説明し、対話を重ね、それにより一層の経営改革を図る好循環をつくり出すことが必要である。

以上

2017年度 経営改革委員会 会社法制分科会 委員名簿

(敬称略)

分科会長

稲垣泰弘 (コマツ 常務執行役員)

委員

岩崎俊博 (野村資本市場研究所 顧問)
大塚紀男 (日本精工 名誉会長)
小野傑 (西村あさひ法律事務所 代表パートナー)
梶川融 (太陽有限責任監査法人 代表社員 会長)
菊地麻緒子 (三井倉庫ホールディングス 常勤社外監査役)
中村彰利 (アスパラントグループ 取締役社長)
平田正之 (D T S 取締役)

以上 8名

事務局

齋藤弘憲 (経済同友会 政策調査部 部長)
宮崎喜久代 (経済同友会 政策調査部 グループ・マネジャー)
中島美砂子 (経済同友会 政策調査部 調査役)
古米直子 (経済同友会 政策調査部 マネジャー)